

議案第 2 8 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 1 4 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 妙典第 2 駐輪場の項を次のように改める。

妙典第 3 駐輪場	市川市妙典 5 丁目 1 0 2 番 2
-----------	----------------------

別表第 1 南行徳第 2 駐輪場の項を削り、同表南行徳第 5 駐輪場の項の次に次のように加える。

南行徳第 6 駐輪場	市川市欠真間 2 丁目 3 0 番
------------	-------------------

別表第 2 の 1 の表妙典第 2 駐輪場の項を次のように改める。

妙典第 3 駐輪場	1, 0 0 0 円	5 0 0 円
-----------	------------	---------

別表第 2 の 1 の表南行徳第 2 駐輪場の項を削り、同表南行徳第 5 駐輪場の項の次に次のように加える。

南行徳第 6 駐輪場	1, 0 0 0 円	5 0 0 円
------------	------------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前に妙典第 2 駐輪場又は南行徳第 2 駐輪場の施設又は設備の全部又は一部を壊し、汚し、又は失わせた者に係る市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 1 6 条の規定による当該施設又は設備の全部又は一部を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為（妙典第 2 駐輪場又は南行徳第 2 駐輪場を使用した者に係る行為に限る。）に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 施行日以後に条例第 4 条第 1 号に規定する定期使用の方法により改正後の別表第 1 に規定する妙典第 3 駐輪場又は南行徳第 6 駐輪場を使用しようとする者に係る使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、条例第 5 条、第 6 条第 1 項、第 9 条、第 1 0 条及び第 1 2 条第 1 項並びに改正後の別表第 2 の規定の例により行うことができる。

理 由

妙典第 2 駐輪場及び南行徳第 2 駐輪場の土地を地権者に返還することを踏まえ、これらの駐輪場を廃止するとともに、その代替として妙典第 3 駐輪場及び南行徳第 6 駐輪場を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。